

第二種特定鳥獣管理計画
ーニホンジカー
第6期

令和6年度事業実施計画

京都府農村振興課

目 次

1	管理すべき鳥獣の種類	1
2	計画の期間	1
3	管理区域	1
4	生息状況および生息数の推定	1
5	管理の目標	3
	(1) 年間捕獲目標	3
	(2) 被害減少の目標	3
6	捕獲及び被害状況	4
	(1) 捕獲状況	4
	(2) 被害状況	5
7	捕獲又は数の調整に関する事項	7
	(1) 狩猟	7
	① 規制緩和	7
	② 捕獲奨励金の支給	7
	(2) 被害防止捕獲	8
	① 捕獲活動への支援	8
	② 広域捕獲の実施	8
	(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業	9
	(4) 今後の対策	9
8	被害防除対策に関する事項	9
	(1) 防護柵の整備	9
	(2) 防護柵の維持管理	9
9	生息地の保護及び整備に関する事項	10
	(1) 農地における対策	10
	(2) 森林生息地における対策	10
10	その他管理のために必要な事項	12
	(1) 近隣府県との連携	12
	(2) モニタリング調査	12
	① 被害調査	12
	② 生息状況調査	12
	(3) 担い手対策	12
	① 狩猟者等を増やす取組の実施	12
	② 狩猟者登録件数の推移	14
	③ 被害防止捕獲の新たな担い手（新規の捕獲班員）の養成	15
	④ 被害防止捕獲班員数の推移	15
	(4) 捕獲個体の利活用	15

1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ（以下「シカ」という。）

2 計画の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 管理区域

本府におけるシカは、市街地域を除くほぼ全域に分布しているが、前期計画までは、分布状況及び個体群の特徴から、以下の3つの地域個体群に区分されていた。

○北部個体群 福知山市(旧三和町除)、舞鶴市（由良川以西）、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

○中部個体群 京都市、福知山市(旧三和町)、舞鶴市（由良川以東）、綾部市、亀岡市、向日市、長岡京市、南丹市、大山崎町
京丹波町

○南部個体群 宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村

4 生息状況および生息数の推定

生息状況のモニタリング指標として調査している糞塊密度は、平成31年度をピークに、府内全域で減少傾向にある。

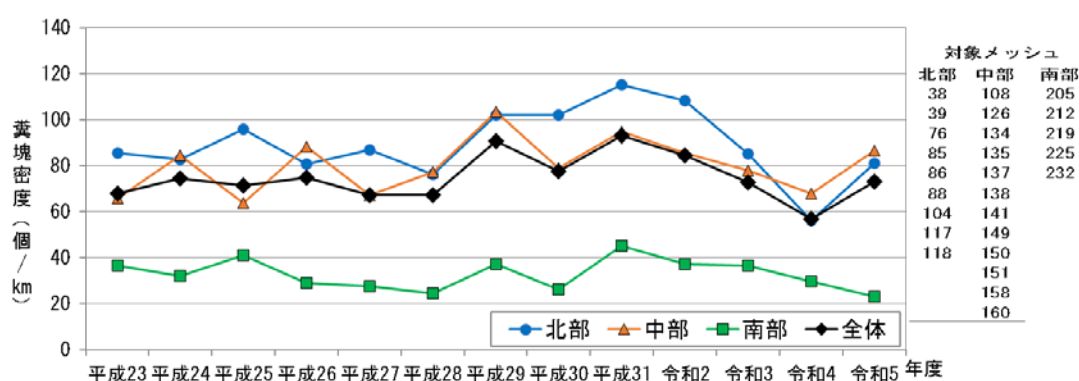


図1 糞塊密度の推移

また、狩猟のうち、銃猟による捕獲効率（CPUE）及び目撃効率（SPUE）は、令和元年以降増加傾向にあり、わな猟による捕獲効率は横ばい傾向にある。

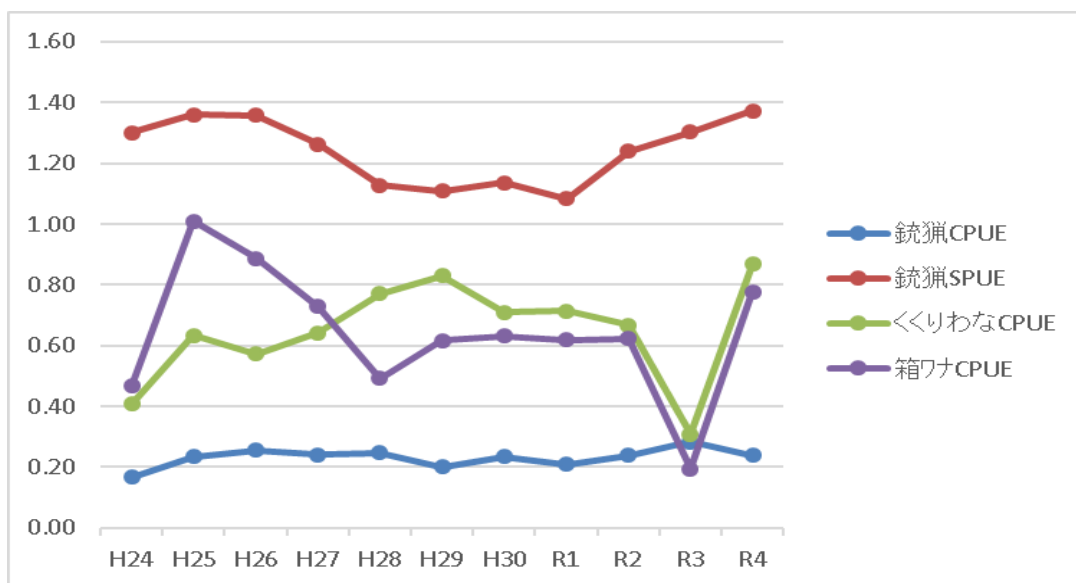


図2 捕獲効率（CPUE）及び目撃効率（SPUE）の推移

※捕獲効率（CPUE）：捕獲頭数／捕獲努力量、目撃効率（SPUE）：目撃頭数／出猟人日数

生息密度指標や捕獲状況等を基に、生息数を推定するためのシミュレーションをしたところ、京都府全体での生息数は、令和4年度で約 86,476 頭と推定された。（R4捕獲実績：24,541 頭（うちメスジカ 14,373 頭））

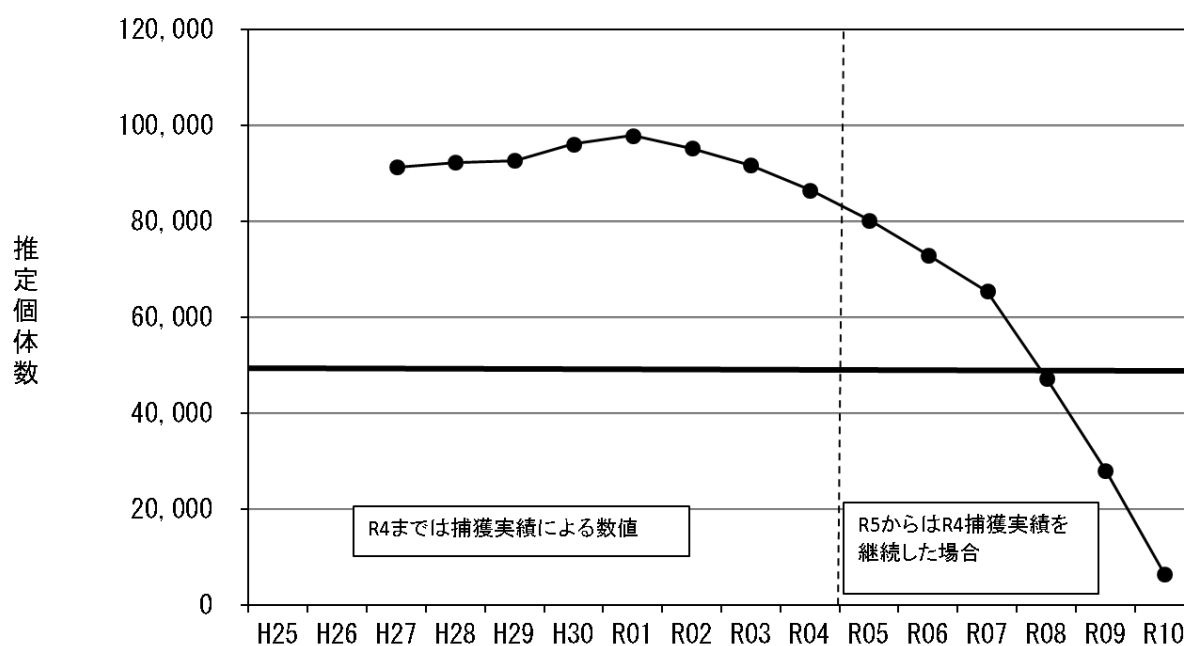


図3 推定生息数のシミュレーション結果

5 管理の目標

(1) 年間捕獲目標

令和6年度の年間捕獲目標頭数は、引き続きメスジカの捕獲頭数15,000頭、オスジカを11,000頭とする。

なお、今後、捕獲効率の低下も危惧されることから、最新の推定生息数結果や捕獲実績の推移を踏まえ、捕獲目標頭数の設定を検討する。

表1 ニホンジカ捕獲目標頭数等整理表（参考）

※市町村の推定生息数は、H30に階層ベイズ法により算出した数値を、京都府版シミュレーションの推定結果に基づき修正した数値であり、市町村ごとの捕獲目標は府全体の目標値を推定生息数から算出したもの

		R2推定生息数 (頭)	森林面積 (km ²)	生息密度 (頭/km ²)	年間捕獲目標 (頭)	R3捕獲実績 (頭)
京都府		96,000	3,517		26,000	25,986
京都林務	京都市	15,650	621	25	4,239	3,478
	向日市	0	1	0	0	
	長岡京市	30	8	4	8	
	大山崎町	2	2	1	0	
	小計	15,682	632		4,247	
山城局	宇治市	678	34	20	184	1,597
	城陽市	274	9	30	74	
	八幡市	4	3	1	1	
	京田辺市	2	14	0	1	
	木津川市	105	42	3	28	
	久御山町	9	0		2	
	井手町	508	12	42	138	
	宇治田原町	1,154	45	26	313	
	笠置町	281	19	15	76	
	和束町	614	50	12	166	
	精華町	4	9	0	1	
	南山城村	319	50	6	86	
	小計	3,952	287		1,070	
南丹局	亀岡市	1,108	155	7	300	5,105
	南丹市	17,544	544	32	4,751	
	京丹波町	6,144	255	24	1,664	
	小計	24,796	954		6,715	
中丹局	福知山市	17,644	439	40	4,780	10,729
	舞鶴市	5,213	277	19	1,412	
	綾部市	10,462	277	38	2,833	
	小計	33,319	993		9,025	
丹後局	宮津市	2,898	139	21	785	5,077
	京丹後市	12,254	379	32	3,319	
	伊根町	355	51	7	96	
	与謝野町	2,744	82	33	743	
	小計	18,251	651		4,943	

(2) 被害減少の目標

令和2年度のシカによる農作物被害額：約7千3百万円を令和8年度に半

減させることを最終的な目標としているが、令和4年度は、被害額9千1百万円と増加する結果となった。被害額を段階的に減少させるため、令和6年度の目標は7千6百万円以下となるよう取り組む。

また、水稻被害が約4千2百万円と、ニホンジカによる被害の約50%を占めており、防護柵の未整備地域の解消や再整備、維持管理の徹底、加害個体のさらなる捕獲強化を行う。

加えて、森林の主伐再造林が進むことで新植地への被害増加が見込まれることから、今後森林被害の指標化についても検討する。

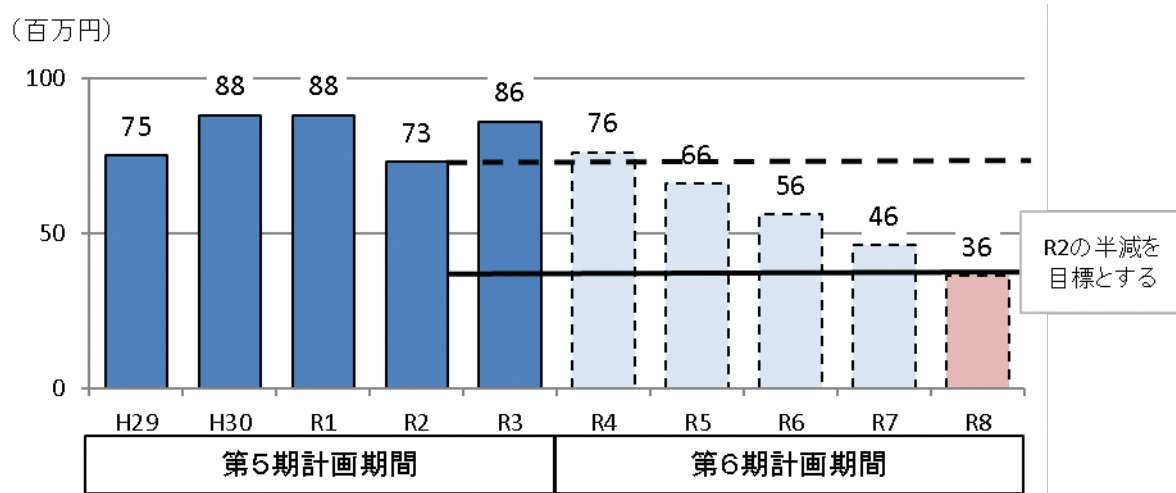


図4 農作物被害額の推移と減少目標
(※令和8年度は、現時点での目標値)

6 捕獲及び被害状況

(1) 捕獲状況

生息数の指標としている継続糞塊密度（移動平均）は、増加傾向から横ばいに転じているが、依然として高い水準であるため、第6期計画期間においても、引き続き年間捕獲目標数をメスジカ15,000頭として実施する。

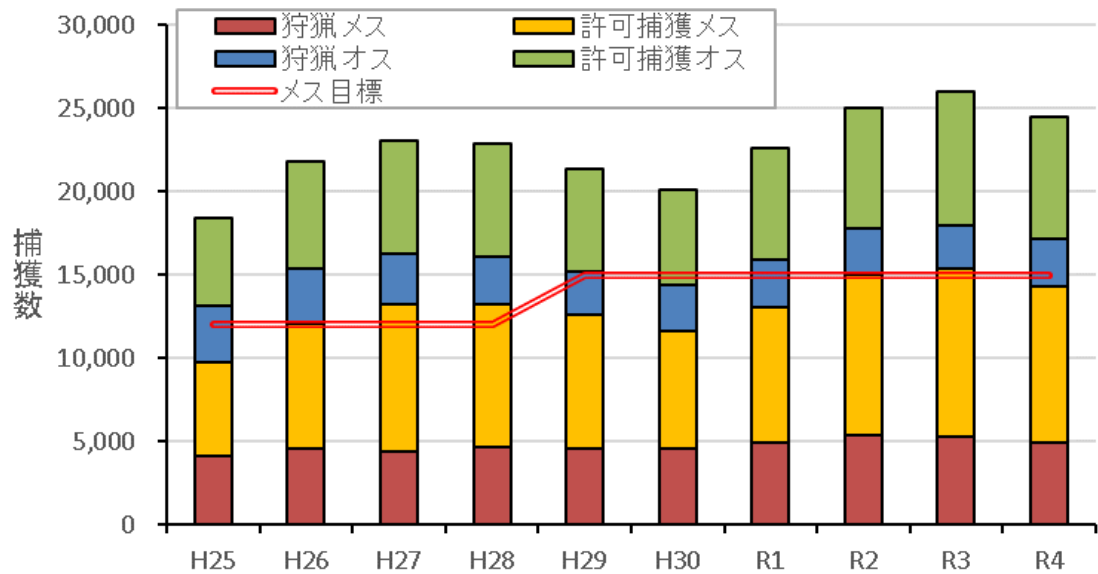


図5 捕獲頭数の推移（平成25～令和4年度）

(2) 被害状況

令和4年度農作物被害は、9千1百万円となり令和2年度より増加し、林業被害は4.5百万円となり、令和2年度より減少した（図4）。

なお、令和3年度は全ての農作物種類において被害額が減少した（図5）。

また、森林下層植生の被害状況は図6のとおり、舞鶴市四所地区や亀岡市の一部などで下層植生の改善がみられるが、綾部市と旧和知町および旧美山町の境界付近や京都市左京区花脊地区周辺、宇治市と宇治田原町の境界付近では著しい悪化がみられた。それ以外の地域では変化が-1から1であり、大きな変化は認められなかった。

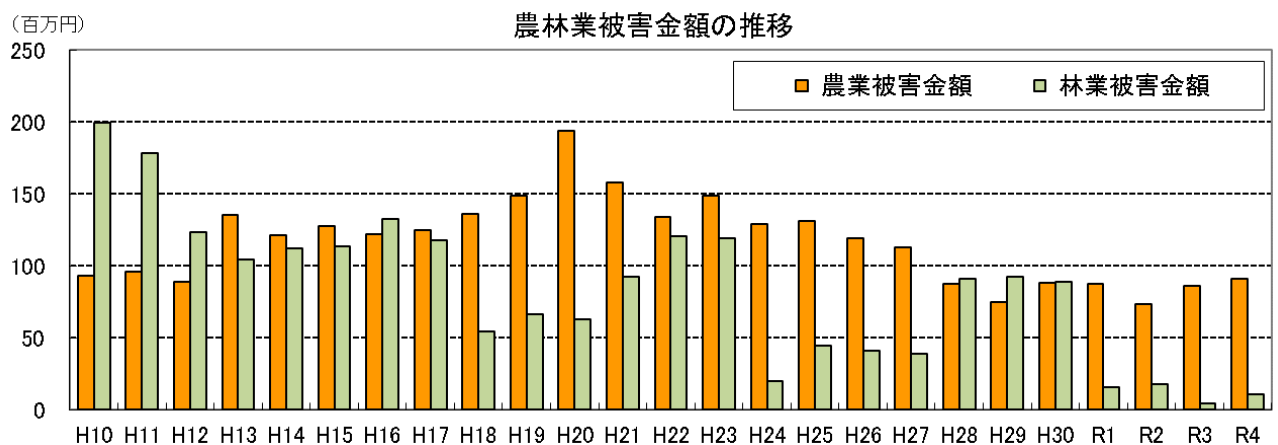


図6 農林業被害額の推移（平成10～令和4年度）

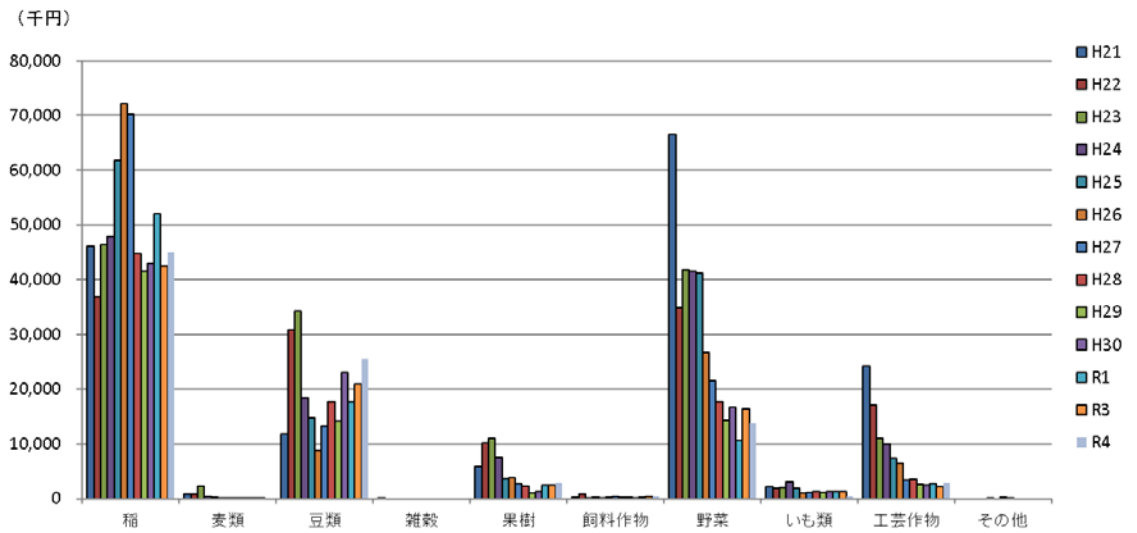


図7 農作物種類ごとの被害額の推移（平成21～令和4年度）

落葉広葉樹林下層植生衰退度(SDR) 平成23年度から30年度の変化

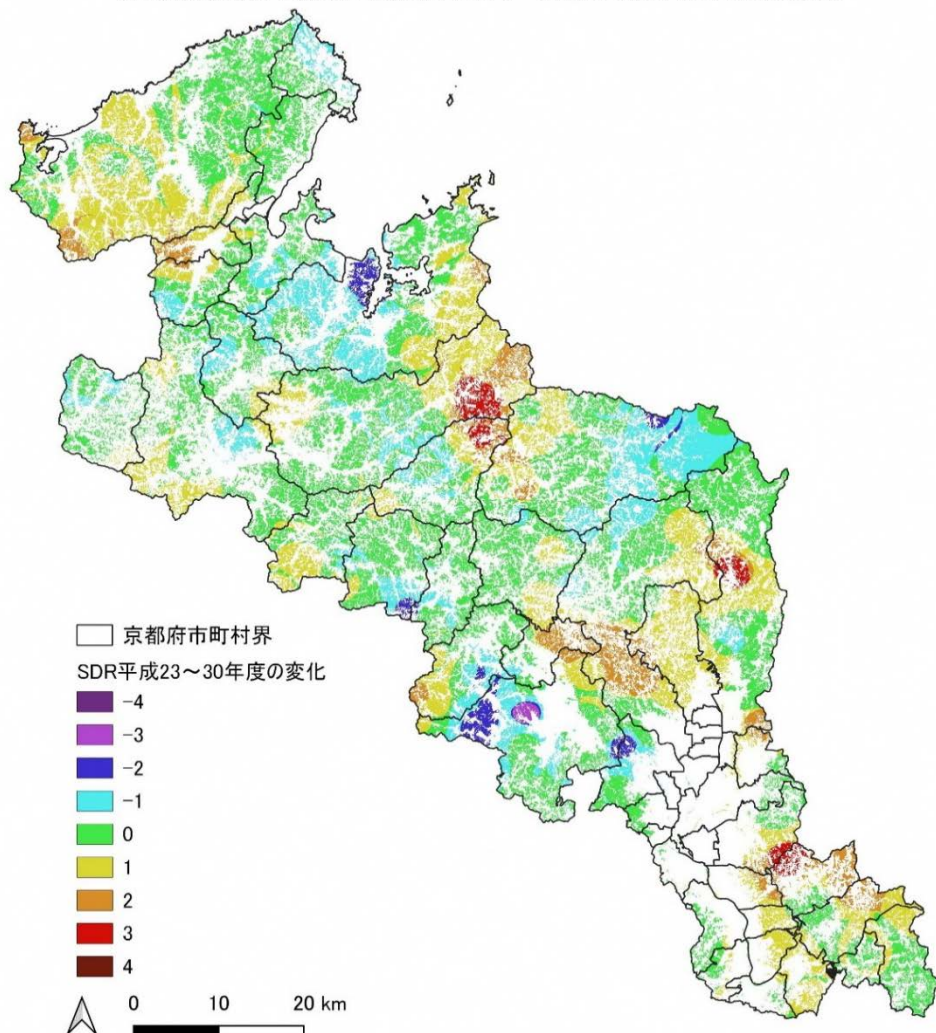


図8 落葉広葉樹林下層植生衰退度の変化
（プラスが悪化、マイナスが改善）

7 捕獲又は数の調整に関する事項

(1) 狩猟

狩猟による捕獲圧を高めるため、以下の規制緩和を引き続き実施する。

① 規制緩和

- ・ 1日あたりの捕獲頭数制限の撤廃
- ・ 狩猟期間の延長
末日を2月15日から1ヶ月延長し、11月15日から3月15日までとする。
- ・ くくりわなの直径に関する制限（12cm）の一部地域解除
ツキノワグマが生息していない地域においては、直径12cmまでのくくりわなの制限を解除する。
制限解除地域：京都市（北区、左京区及び右京区を除く。）、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村

② 捕獲奨励金の支給

生息頭数の減少に効果が高いメスジカの捕獲に対して奨励金を支給する。

平成28年度から4頭目から20頭目の捕獲に対して、1頭あたりメスジカは5,000円、オスジカは3,000円（ただし対象となるオスジカは2頭まで）の捕獲奨励金を支給している。

なお、令和4年度からは、小頭数捕獲者の捕獲業務へインセンティブを目的として、捕獲奨励金の単価及び支給対象を見直し、4頭以上の捕獲があれば、雌雄の区別無く1頭目から1頭あたり4,000円を支給することとしている。

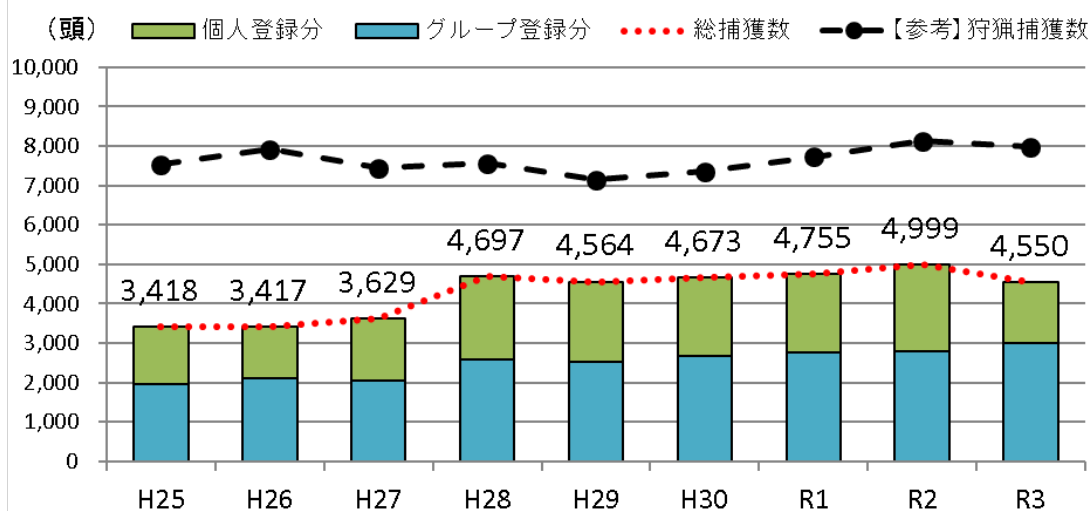


図9 シカ捕獲強化事業における捕獲数の推移（平成25～令和3年度）

（※奨励金支給対象とならない1～3頭目の捕獲数も含む）

なお、生息頭数の減少にともない捕獲効率の低下が予想されるため、その把握に努めるとともに、捕獲効率の低下がみられた場合には適切な対応をすぐに検討実施する。

(2) 被害防止捕獲

① 捕獲活動への支援

市町村等が実施している被害防止捕獲活動に対し、各種補助事業を活用し、継続して支援する。被害防止捕獲頭数は、平成 27 年度から減少が続いていたが、令和元年度から再び増加に転じており、特に中丹地域での捕獲数の増加が顕著である。今後も精度の高い生息動態の把握に努め、ICT 技術等を活用した、被害の防止につながる、効率的で効果的な被害防止捕獲を強化する。

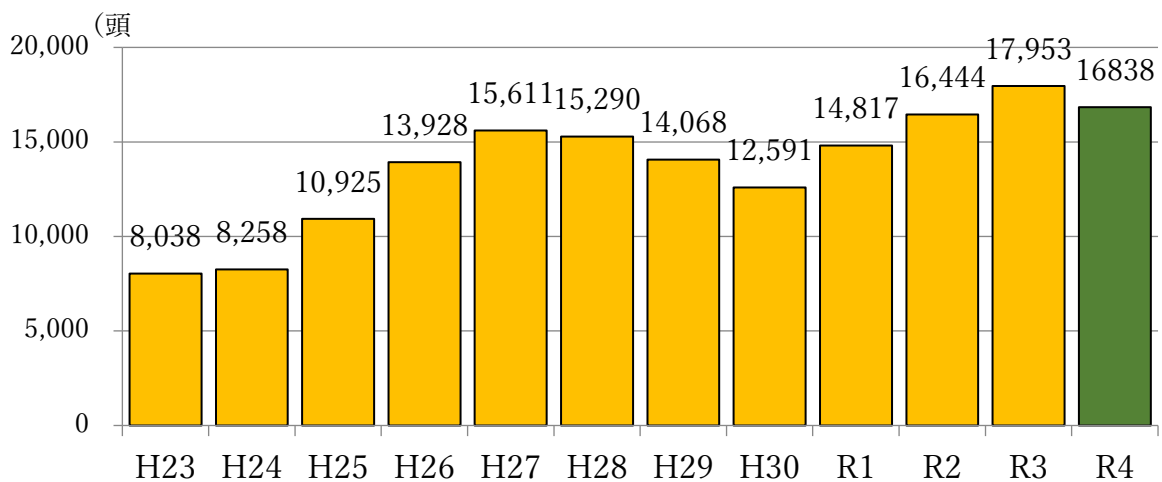


図 10 被害防止捕獲数の推移（平成 23～令和 4 年度）

② 広域捕獲の実施

ニホンジカの捕獲を主として、隣接する市町村等において合同で実施する広域捕獲を継続する。広域捕獲は、生息密度の高い中部個体群の南丹～京北地域で集中的に実施する。

表 2 広域捕獲の計画と実績

	計画	実績	備考
平成 28 年度	42 回	37 回	シカ 184 頭捕獲
平成 29 年度	35 回	35 回	シカ 183 頭捕獲
平成 30 年度	30 回	27 回	シカ 197 頭捕獲
令和元年度	30 回	28 回	シカ 165 頭捕獲
令和 2 年度	30 回	25 回	シカ 169 頭捕獲
令和 3 年度	27 回	27 回	シカ 192 頭捕獲
令和 4 年度	22 回	22 回	シカ 136 頭捕獲
令和 5 年度	19 回	19 回	シカ 133 頭捕獲

(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業

生息密度が高いものの、被害防止捕獲や狩猟捕獲による捕獲圧が低い地域においては、市町村と連携して指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

表 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の計画と実績（※平成 28 年度からの新規事業）

	計画		実績		備考
平成 28 年度	2 ヶ所	70 頭	2 ヶ所	54 頭	福知山・綾部
平成 29 年度	2 ヶ所	130 頭	2 ヶ所	113 頭	福知山・綾部
平成 30 年度	2 ヶ所	130 頭	2 ヶ所	134 頭	福知山・綾部
令和元年度	1 ヶ所	40 頭	1 ヶ所	19 頭	福知山
令和 2 年度	2 ヶ所	135 頭	2 ヶ所	116 頭	福知山・南丹市京都市地域
令和 3 年度	2 ヶ所	161 頭	2 ヶ所	55 頭	日吉町・南丹市京都市地域
令和 4 年度	2 ヶ所	161 頭	2 ヶ所	22 頭	日吉町・南丹市京都市地域
令和 5 年度	2 ヶ所				

(4) 今後の対策

捕獲奨励金や捕獲の担い手の育成、捕獲効率の向上など、捕獲技術研修会の開催や ICT 等新技術を活用した捕獲機の導入等により、狩猟捕獲、被害防止捕獲ともに、捕獲強化により効果の高い対策について検討し、特に、捕獲効率の狩猟活動の負担軽減に取り組むこととする。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 防護柵の整備

平成 23 年度から令和 4 年度までに 3,854km 整備された。令和 5 年度は、228km の設置予定であり、累計 4,082km と見込んでいる。

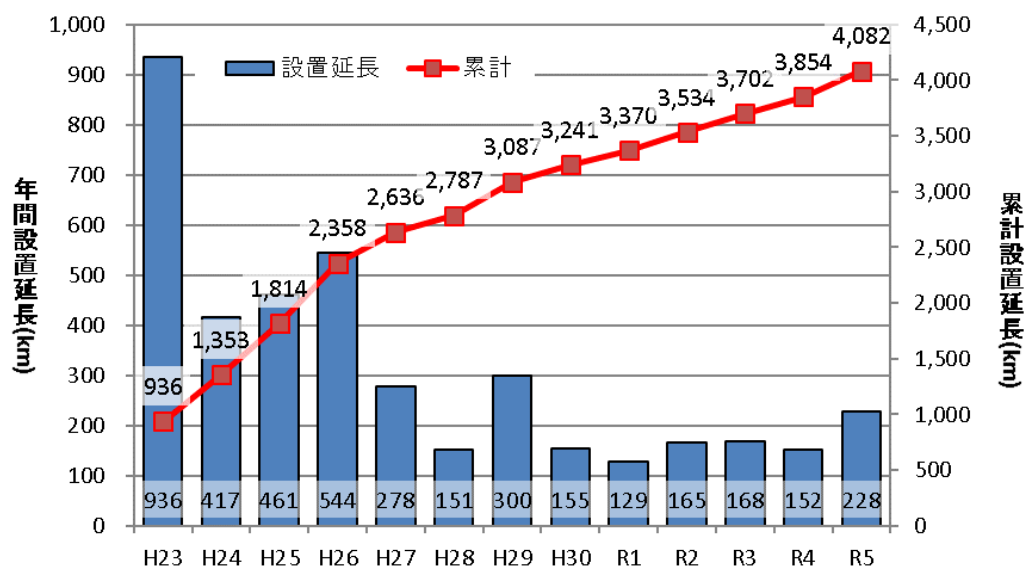


図 11 恒久型防護柵設置延長の推移（平成 23～令和 5 年度）

(2) 防護柵の維持管理

防除効果の持続には、設置者による維持管理が重要であることから、タス

クチーム活動（※）により作成した「侵入防止の手引き」を活用し、被害を受ける前に実施すべき点検ポイント等について、野生鳥獣被害対策チームが中心となり普及を図る。

また、各種補助事業を活用し、防護柵の新規設置や再整備、補修等の実施を支援する。

防護柵の設置累計延長が伸びているにも関わらず、災害後のメンテナンス不足や日常的な維持管理不足等が原因で、被害が増加している地域も見られるため、集落診断により地域毎の被害増加原因を精査し、維持管理作業の費用対効果を調査した上で必要な対策を検討していく。

※タスクチーム活動：研究と普及が一体となり、現場への早期普及を図る仕組

※「侵入防止の手引き」は、末尾に添付

9 生息地の保護及び整備に関する事項

(1) 農地における対策

農村集落における生息地の拡大を防ぐため、野生動物にとってのエサ場としない環境づくりを支援する。

特に、冬場の「ひこばえの除去」や「残渣のすき込み」により、農地をエサ場としない取組について農業関係団体とも連携し、広報誌等での情報発信や現地研修会の開催などにより、地域ぐるみの取組を支援する。

(2) 森林生息地における対策

森林内の下層植生を回復させるための強度間伐の実施や、針広混交林化、広葉樹林への樹種転換などを推進する。また、集落周辺の藪の刈り払いなどのバッファゾーン整備及び植林木の樹皮剥ぎ防止対策も実施する。

鳥獣被害対策は冬場がとても重要です！

＜集落で野生動物に餌を与えない取組を進めましょう＞

シカやイノシシの生息数を減らすため、山で餌が少なくなる冬場にこそ、餌となるようなものは与えないようにし、繁殖力を下げることが効果的です。

- ①野菜の収穫残渣(ざんさ)は、土にすき混むなどして、食べられないようにしましょう
- ②生ゴミは、コンポストで堆肥化するなど、放置しないようにしましょう
- ③稲刈り後に生えてくるひこばえは、耕転するか焼くなどしましょう
- ④収穫しない木の実(柿や栗など)を放置しないようにしましょう



被害を受けた作物も放置すれば
動物の餌になってしまいます。



ひこばえは、イノシシやシカの
大好物です。

京都府野生鳥獣被害対策チーム

山城広域振興局企画調整室	(0774-21-3212)
南丹広域振興局企画調整室	(0771-22-0426)
中丹広域振興局企画調整室	(0773-62-2593)
丹後広域振興局企画調整室	(0772-62-4315)
京都林務事務所林務課	(075-451-5724)

10 その他管理のために必要な事項

(1) 近隣府県との連携

出没や捕獲、被害対策に関する情報等について、関西広域連合（京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、滋賀県）及び近畿府県鳥獣行政協議会（滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、三重県）と情報交換し、周辺の動向を把握する。

(2) モニタリング調査

① 被害調査

ア 農業被害調査

実損被害面積等の聞き取り調査及び農業共済組合による調査により、被害状況を把握

イ 林業被害調査

実損被害面積等の聞き取り調査により、被害状況を把握
下層植生への食害が激しい地域は、生態系への影響も含め調査を実施

② 生息状況調査

ア 出猟カレンダー調査

狩猟者等から回収したデータにより分布状況等を把握

イ 被害防止捕獲の捕獲効率の調査

捕獲情報収集システムから回収したデータにより被害防止捕獲の捕獲効率を把握

ウ 糞塊密度調査

指標となる場所について、糞塊密度を調査することにより年次変化を把握し、生息密度指標の推移を把握

エ 生息数推定

捕獲頭数等のデータにより個体数動向を把握する。

(3) 担い手対策

① 狩猟者等を増やす取組の実施

狩猟セミナー等の開催により、狩猟や被害防止捕獲の魅力や現状等を周知し、新たな捕獲の担い手を増加に繋げる。

	狩猟免許所持件数		備考
		うち新規	
平成 29 年度	4,348 件	405 件	狩猟セミナー（丹後） 狩猟免許試験（4 回）
平成 30 年度	4,466 件	332 件	狩猟セミナー（京都） 狩猟免許試験（4 回）
令和元年度	4,560 件	364 件	狩猟セミナー（南丹） 狩猟免許試験（4 回）
令和 2 年度	4,473 件	156 件	狩猟免許試験（3 回）
令和 3 年度	4,435 件	326 件	狩猟免許試験（6 回）
令和 4 年度	4,543 件	328 件	狩猟免許試験（5 回）
令和 5 年度	4,729 件	363 件	狩猟免許試験（5 回）

表 4 狩猟免許所持件数の計画と実績

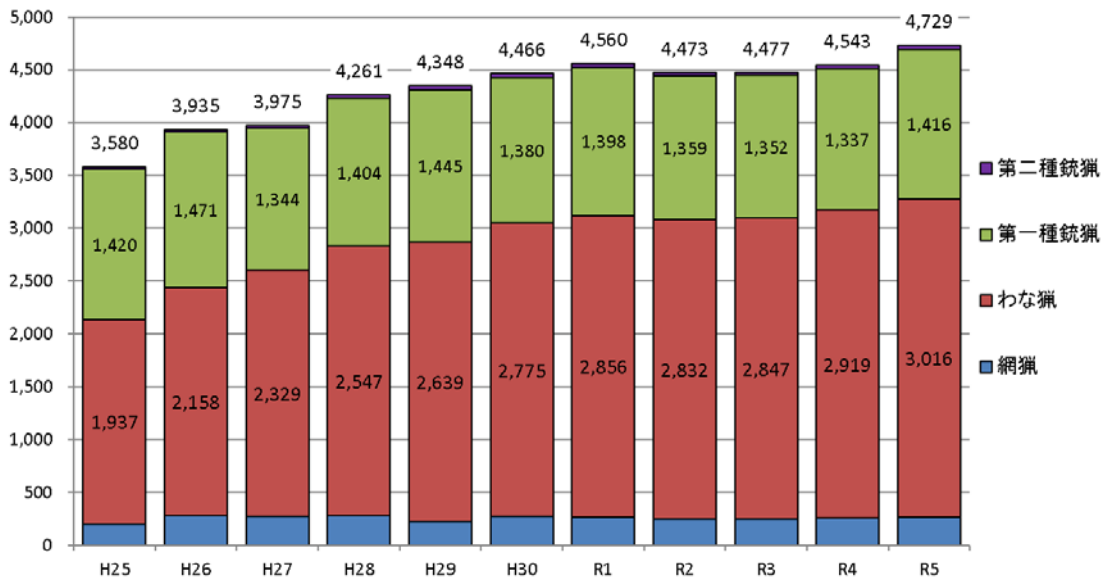


図 12 狩猟免許所持件数の推移（平成 25～令和 5 年度）

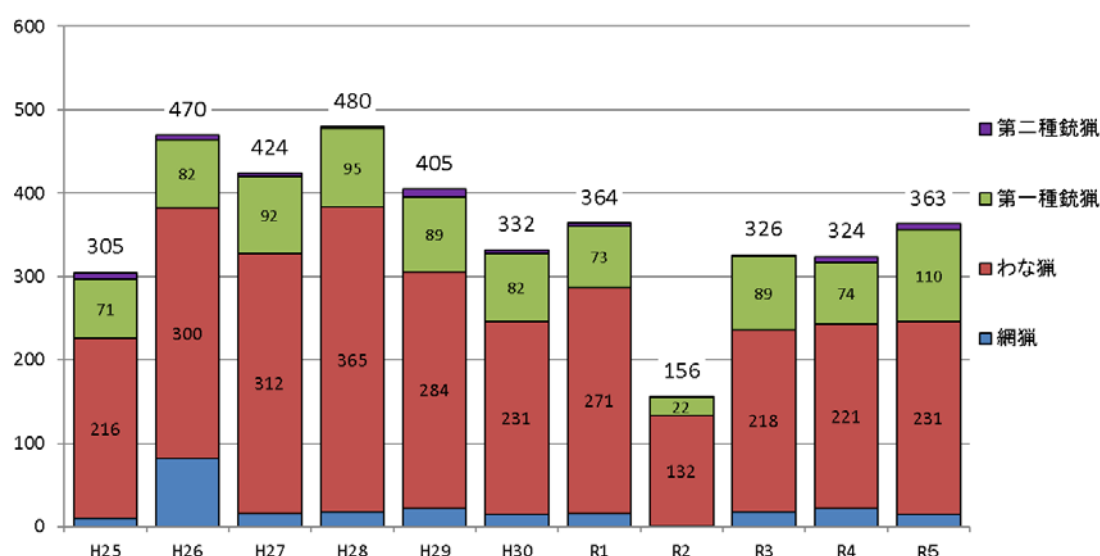


図 13 新規狩猟免許取得件数の推移（平成 25～令和 5 年度）

② 狩猟者登録件数の推移

狩猟者登録は、狩猟免許所持者の増加に伴い、平成 26 年度から増加していたが、令和元年度以降減少を続けており、令和 5 年度実績は 2,728 件（第一種銃猟：1,099 件、第二種銃猟：57 件、わな猟：1,535 件、網猟：37 件）となり減少した。

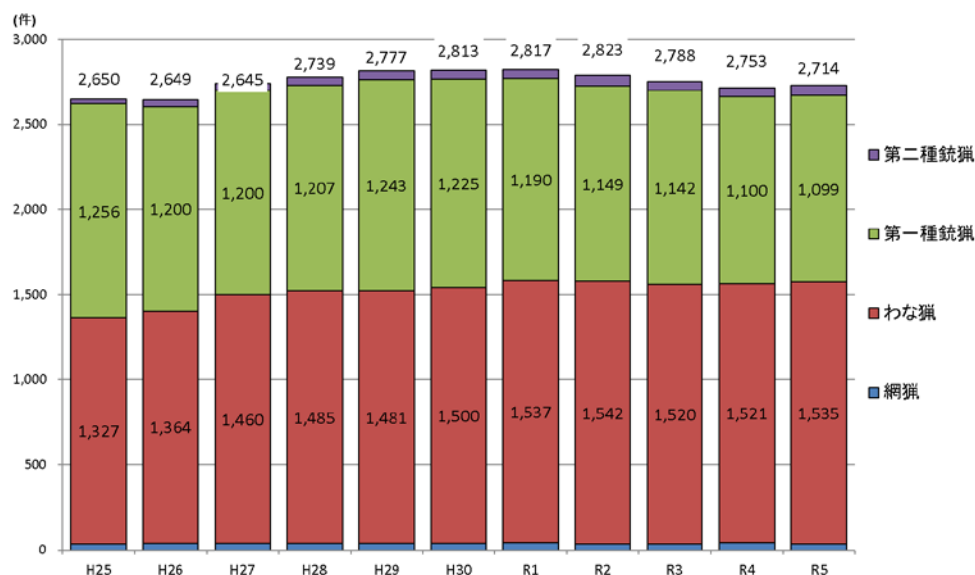


図 14 狩猟者登録件数の推移（平成 25～令和 5 年度）

③ 被害防止捕獲の新たな担い手（新規の捕獲班員）の養成

被害防止捕獲の体制を維持拡大し、安全で効果的な捕獲を促進するため、新規狩猟免許取得者や経験の少ない狩猟者に対し実地研修を充実させ、技術の向上、捕獲班員の早期育成を行う。

	計画	実績	修了者
平成 28 年度	40 名	39 名	銃：19 名、わな：10 名
平成 29 年度	40 名	44 名	銃：17 名、わな：13 名
平成 30 年度	45 名	46 名	銃：12 名、わな：12 名
令和元年度	45 名	41 名	銃：20 名、わな：10 名
令和 2 年度	45 名	39 名	銃：9 名、わな：13 名
令和 3 年度	45 名	39 名	銃：15 名、わな：14 名
令和 4 年度	43 名	48 名	銃：19 名、わな：29 名

表 5 有害鳥獣捕獲班員短期育成事業の受講者の計画と実績

④ 被害防止捕獲班員数の推移

令和 5 年度（4 月時点）における市町村の被害防止捕獲班員数は、実人数で 1,411 名となり、横ばい状況が続いている。

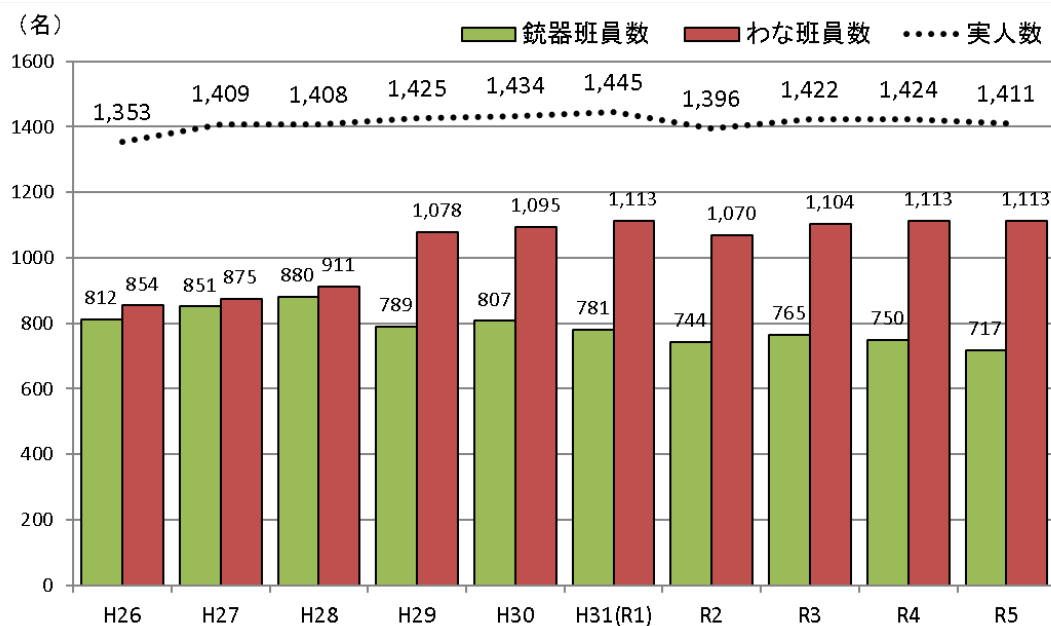


図 15 被害防止捕獲班員数の推移

(4) 捕獲個体の利活用

捕獲個体をジビエとして有効に活用するため、ジビエの魅力を P R し、消費拡大を図るためのフェアを開催する。

また、安心・安全なジビエの供給のため、知識や加工技術等を有する狩猟者を育成するための研修会を開催し、供給の拡大を図る。

さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、ジビエ利用を考慮した狩猟者の育成などの取組を行う。

	H29	H30	R1	R2	R3	備 考
食肉処理施設の解体実績	2,859頭	2,432頭	2,257頭	3,683頭	4,938頭	
食肉利用量	20t	25t	23t	13t	35t	
ペットフード利用量	24t	8 t	7 t	4 t	25t	他鳥獣を含む
食肉処理施設数	18 施設	21 施設	19 施設	22 施設	24 施設	他鳥獣の取扱含む

表6 京都府でのニホンジカのジビエ利用に関する調査数値
(農林水産省：野生鳥獣資源利用実態調査より)